

(別添第4号様式)

土地交換契約書

〇〇工事のために必要な土地について、千葉県を甲とし、
を乙として、次のとおり
契約を締結する。

(契約の趣旨)

第1条 甲及び乙は、次に掲げる土地（以下「土地」という。）を交換するものとする。

(1) 甲が交換に供する土地

所在地		地目		地積 (実測) m ²	全筆 分筆	適要
大字	字	地番	公簿			
				合計		

(2) 乙が交換に供する土地

所在地		地目		地積 (実測) m ²	全筆 分筆	適要
大字	字	地番	公簿			
				合計		

(交換差金)

第2条 乙は前条の交換に伴う交換差金、金
円を甲に支払うものとする。

(土地の引渡し)

第3条 甲乙両者は、交換に供する土地を甲乙両者の現地立会いにより相手方に引渡し、受領書を相手方に提出するものとする。

2 交換する土地の所有権は、前項の規定により土地の引渡しをしたときに、それぞれ相手方に移転するものとする。

(登記)

第4条 前条第2項の規定により交換土地の所有権が移転したときは、甲は、乙に対して甲の所有となった土地の所有権の移転登記を請求するとともに、乙の所有となった土地の所有権の移転登記の承諾書を乙に提出するものとし、乙は、その請求及び承諾により遅滞なく所有権移転登記を行うものとする。

(交換差金の支払)

第5条 乙は、前条の規定による所有権移転登記が完了したときは、甲の提出する請求書により第2条の金額を速やかに甲に支払うものとする。

(契約の解除)

第6条 甲又は乙は、相手方が正当な理由なしに相当の期間を経過しても前3条の行為をしないときは、本契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除された者は、契約の解除による相手方の損害に相当する金額を損害賠償として相手方に支払わなければならない。

(契約外の事項)

第7条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、その都度、甲乙協議により定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 千葉市中央区市場町1番1号
千葉県
千葉県知事 ○○ ○○ 印

乙 ○○市○○町○○番地
○○○○
○○長 ○○ ○○ 印